

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）
特定事業主名： 豊後大野市 令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.4 %
全職員	60.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	90.9 %
本庁課長補佐相当職	100.7 %
本庁係長相当職	96.7 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	101.3 %
31～35年	96.6 %
26～30年	96.2 %
21～25年	93.0 %
16～20年	89.4 %
11～15年	89.0 %
6～10年	97.2 %
1～5年	92.2 %

【説明欄】

○全職員に係る情報についての分析

・任期の定めのない常勤職員については、男性職員に扶養手当や住居手当を支給している場合が多いことが差異の要因。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員については、女性の会計年度任用職員の割合が高いことが差異の要因。

○役職段階別及び勤続年数別の男女の給与の差異が大きく表れている層についての分析

・女性の給与割合が高い年代については時間外手当が多く、女性の給与割合が低い年代については育休等による無給期間があることが差異の要因。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	16.7 %

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	16.7 %
本庁課長補佐相当職	5.3 %
本庁係長相当職	33.7 %

【説明欄】

本庁課長補佐相当職については、他の区分に比べ、本庁外に所属する職員が多いため差が大きくなっている。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	53.8 %
女性	100.0 %

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %
女性	－ %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0 %	0.0 %	－ %	－ %
1週間以上2週間未満	0.0 %	0.0 %	－ %	－ %
2週間以上1月以下	71.4 %	0.0 %	－ %	－ %
1月超3月以下	14.3 %	0.0 %	－ %	－ %
3月超6月以下	14.3 %	0.0 %	－ %	－ %
6月超9月以下	0.0 %	33.3 %	－ %	－ %
9月超12月以下	0.0 %	16.7 %	－ %	－ %
12月超24月以下	0.0 %	50.0 %	－ %	－ %
24月超	0.0 %	0.0 %	－ %	－ %

【説明欄】

○男女別の育児休業取得については、男性常勤職員が前年度 11.1%と比較すると取得率が増加している。会計年度任用職員は、対象となる職員がいないため記載していない。

○男女別の育児休業の取得期間の分布状況については、男性職員全員が6月以下の取得となっている。女性職員は全員が6月超の取得となっている。期間の最長は、男性職員は5月超～6月以下、女性職員は19月超～20月以下。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	8.5 時間/月
内部部局等以外	4.3 時間/月

【説明欄】